

公布された条例のあらまし

◇奈良県住民基本台帳法施行条例及び奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

肥料取締法の改正に伴い、次の条例について、同法の題名等を引用する条文の整備を行うこととした。

(1) 奈良県住民基本台帳法施行条例

(2) 奈良県手数料条例

2 施行期日

令和二年十二月一日から施行することとした。